

呉市蔵本通りイルミネーション業務仕様書

1 業務名

呉市蔵本通りイルミネーション業務

2 業務の目的

本事業は、冬期の夕方から夜間にかけて呉市蔵本通りでイルミネーションを実施することにより、冬期の中心市街地における新たな観光資源としての価値を高め、誘客を図り、地域の賑わいを創出することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 イルミネーション設置場所及び点灯期間等

イルミネーションの点灯について、以下のとおり行う。

(1) 点灯期間

令和8年12月以降、翌年の1月末までの間で、呉市と関係者で協議して定める。

(2) 点灯時間

17時～22時

(3) 設置場所

別紙「イルミネーション設置エリア地図」に赤枠で示している範囲の中で、設置するブロックを選定すること。

5 業務の内容

受託者は、市と連携し、以下の業務を遂行すること。

(1) イルミネーションのデザイン及び実施計画書等の提出

どのようなイルミネーションを完成させたいか、全体のテーマやコンセプトを具体的に設定し、デザイン及び実施計画書（スケジュール、平面図、配置図等）を提出すること。なお、最終的な設置場所やデザインは呉市と受託者が協議の上決定するものとする。

(2) イルミネーション機材等の調達

イルミネーション機材の調達方法について、リース・購入は問わない。また、受託者が保有するイルミネーション機材等を自主的に使用することも可能とする。

(3) イルミネーションの設置及び撤去

上記(1)においてデザイン・設計したイルミネーション機材の設置及び撤去を行うこと。なお、本業務にはイルミネーションの点灯に必要な電源の引き込み（電力会社への申請及び仮設電源工事等）を含むものとする。また、イルミネーションの電飾設置にあたっては、学生や生徒を含む市民有志の参加を募るなど、広く市民との協

働により賑わいを創出する工夫を行うこと。なお、参加した市民有志に対する謝礼等の代金の支払いは行わないものとする。また、新たに購入するなどして呉市の財産となったイルミネーション機器等は撤去後、市が用意する保管場所へ運搬・収納すること。

(4) イルミネーションの保守点検及び維持管理業務

実施期間中は定期的に巡回・点検を実施し、不点灯電球や漏電、断線等の不具合が判明した場合は速やかに対応を行い、結果を市に報告すること。また、荒天時等の危機管理・安全確保に努めること。

(5) 打合せの実施

上記業務内容に係る打ち合わせを、呉市役所または現地にて必要に応じて実施すること。なお、軽微な打ち合わせや報告については電子メールによる打ち合わせを可とする。

(6) 業務報告書

(1)から(5)に記した内容をまとめ、「呉市蔵本通りイルミネーション業務報告書」として2部（または、1部及び電子媒体にて）市に提出すること。

また、調達した機材等をまとめた「保有機器リスト（写真付）」を作成し、市に提出すること。

6 業務実施に係る要件等

業務実施に係る要件等は、次のとおりとする。

(1) イルミネーションのデザインに関する要件

ア 事業の目的を踏まえたテーマ・コンセプトを設定すること。

イ 色彩や点滅パターンに工夫を凝らし、幅広い世代に親しまれるイルミネーションとなるよう検討すること。

ウ 「SNS映え」を意識し、蔵本通り周辺を利用する機会が少ない市民や観光客の来訪動機となるような、話題性のあるデザイン・演出とすること。

エ 周辺の景観との調和を図ること。また、昼間の景観にも配慮すること。

オ 令和8年12月19日に呉湾周辺で開催される花火大会を意識したテーマ設定や演出等の工夫を取り入れること。また、花火大会当日にはイルミネーションが点灯している状態とし、且つ、花火大会当日は花火大会の会場からイルミネーション設置エリアまで観光客を誘客し、賑わいを創出する工夫をすること（ただし、観光客の分散化や周遊性の観点から、イルミネーションの点灯開始日を花火大会当日や同時刻に設定することは避けることが望ましい）。

カ 設置場所及びイルミネーションを設置する対象物について、必ず現地確認を行うこと。

キ 位置・高さ・色彩や演出内容が車両や歩行者等の通行、地域住民の日常生活、周辺施設の営業等を妨げることが無いよう配慮したデザインとすること。

ク デザイン作成に当たっては、著作権に配慮すること。

(2) 使用するイルミネーション機器等に関する要件

ア 5（2）の規定に従うこと。また、リースによって調達した機材、購入した機材、受託者が保有する機材がそれぞれ区別できるよう対応しておくこと。

イ 電球は原則としてLED電球を使用すること。

ウ 機器を購入する際はパワーコード等も併せて購入し、受託者の備品で賄うことのないようにすること。

(3) イルミネーション機器等の設置・撤去に関する要件等

ア 設置にあたっては関係法令等に従い適切な処置を行うこと。

イ イルミネーションの電飾設置にあたっては、学生や生徒を含む市民有志の参加を募り、広く市民との協働により賑わいを創出すること。なお、参加した市民有志に対する謝礼等の代金の支払いは行わないものとする。

ウ 落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置し、延焼や漏電を防止するための安全な措置を講ずること。

エ 公園利用者や歩行者が機器に触れる可能性のある場所に設置する場合は、安全性及びいたずら防止を考慮すること。

オ 樹木等に設置する場合は、樹木に損傷を与えないよう考慮すること。

カ 電源の引き込み等に係る工事費用は委託料に含めること。

キ 電源を使用する場合は、事前に市に電気容量等の確認を行うこと。

ク 業務実施に係る関係機関(警察、中国電力)との協議・許可申請等の手続きは受託者が行うこと。

ケ 点灯の概ね1週間前までに市の担当者立ち合いの下で試験点灯を行い、指摘事項については、修正の上、再度試験点灯を行うこと。

(4) 点灯期間中における要件等

ア 点灯時間は、デジタルタイマーでの管理を基本とすること。

イ 点灯期間中にトラブル（電球切れ、故障等）が発生した場合には、受託者において迅速に復旧等の対応を行い、市に報告を行うこと。また、荒天時等における危機管理・安全確保に努めること。

(5) その他の要件等

ア 本事業において調達するイルミネーション機器等（レンタル品を除く。）の財産権は、原則市に帰属するものとする。

イ 本事業におけるイルミネーションのデザインなどで新たに発生した著作権及びその他の無体財産権は全て市に帰属するものとする。

ウ イルミネーションの施工等に当たっては、市と十分に協議すること。

エ 受託者は、本事業の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。

オ 本業務における受託者の責に起因する事故及び損害等が発生した場合は、直ちに

必要な措置を講ずるとともに、受託者においてその損害を賠償することとする。
 なお、保険等に参加する場合の費用については、受託者の負担とする。

7 提案を求める必須事項（プロポーザル評価項目）

受託者の選定にあたっては、以下の点について具体的な提案を求めるものとする。

評価項目	評価の着目点
企画提案の優位性	仕様書を踏まえた効果的な提案となっているか。
	デザイン面で優れた内容になっているか。
	市民や観光客の来訪動機となるような提案となっているか。
	先進性のある提案となっているか。
	独自性のある提案となっているか。
	令和8年12月19日に開催される花火大会との親和性がある提案となっているか。
企画提案の機能性	SNS等で拡散が期待できる提案となっているか。（俗に言う「SNS映え」する提案かどうか）
	維持管理（ランニングコスト等）の面で優れた内容になっているか。
	柔軟な対応が可能な提案となっているか。
業務の経験及び体制	業務の遂行能力を有していると思込まれるか。
	類似業務に対する十分な実績を有しているか。
コスト	本業務内容に対する見積額が妥当であるか。

8 業務履行に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を受けること。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）その他の個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、本業務の履行に際して知りえた情報については守秘義務を負うものとし、本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、労働関係諸法令その他の関係法令を遵守するとともに、法令上ですべて

の責任を負うこと。

- (5) 本業務により作成した報告書等の著作権及び版権は、呉市に帰属するものとし、呉市の承諾なく、他人に公表、貸与又は使用してはならない。また、報告書の作成に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合は、当該著作権者の了解を得ること。
- (6) 呉市が提供する情報・資料等について、呉市の許可なく第三者に提供してはならない。
- (7) 本業務の実施に当たり、呉市が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任により修復すること。また、呉市貸与した資料は、本業務が終了したときは、速やかに呉市に返却すること。
- (8) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合、その都度、呉市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (9) 本業務の完了後であっても、成果品に誤り、不良箇所等があった場合は、速やかに受託者の責任において修理するものとし、これに必要な経費は受託者の負担とする。

イルミネーション設置エリア地図

